#### 全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会 規 実 施 定

#### 第1章 総 則

- 第1条 この大会は「全日本小学生バンドフェスティバ ル岩手県大会」という。
- 第2条 全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会 (以下、県大会) は、岩手県吹奏楽連盟(以下、 県吹連) に加盟する団体が参加して、毎年実施 する。
- 実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議 第3条 員会(以下、評議員会)の協議により決定する。

#### 第2章 参加資格

- 第4条 参加資格は県吹連に登録された団体で、構成メ ンバーは同一小学校に在籍又は校内外で活動す る単独校や複数校混合の団体に在籍している小 学校児童とする。ただし、出演者が二つ以上の 団体に重複して出場することは認めない。
- 第5条 参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止ま たは入賞を取り消すことができる。

# 第3章 実施部門・実施方法

- 第6条 ステージパフォーマンス部門(以下、SP部 門) およびマーチング部門(以下、M部門)に 分け、それぞれ独立した大会として実施する。 ただし、同時に両部門に出場することはできな い。なお、SP部門はステージ上での座奏を中 心とした演奏形態の部門であり、M部門とはア リーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とし た演奏形態の部門である。
  - SP部門の選出母体となる地区は次のとおりと する。
    - ① 県北地区(久慈·県北支部)

    - ② 盛岡地区(盛岡支部) ③ 中央地区(花巻・北上支部)
    - 県南地区(奥州·一関支部)
    - 沿岸地区(宮古・釜石気仙支部)
  - M部門は地区大会を実施しない。

# 第4章 演奏・演技

- 第7条 参加人員は次のとおりとする。
  - ①SP部門・65名以内(指揮者は含まない) ②M部門・・80名以内(ドラムメジャー・指 揮者は含まない)
- 第8条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を 受けるものとする。
  - 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合 は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなけ ればならない。この許諾を受けないで本大会に 出場することは認めない。
- 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心と 第9条 したものを原則とする。なお、手具などの使用 上のルールは別途定める。
  - 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞 を認める。
- 第10条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、 演奏または演技の開始より終了までの時間をい う。
  - ①SP部門··7分以内 ②M部門···6分以内
- 第11条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対 象としない。
- 第12条 服装等は任意とする。

第13条 出演順序は実行委員会において決定する。

# 第5章 表彰および県代表

- 第14条 審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱 する。審査員の数は原則として5名とする。
  - 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 表彰は部門毎に金賞、銀賞、銅賞のいずれかを 第15条 贈る。また、代表に選出された団体に副賞とし てトロフィーを贈る。
- 第16条 参加団体の中から、別に開催される全日本マー チングコンテスト岩手県大会とあわせて7団体 を全日本小学生バンドフェスティバル東北大会 (以下、東北大会) に推薦する。ただし、東北 大会への代表数は最大4団体までとする。
- 県大会出場に要する費用は参加団体の負担とす 第17条 る。

### 第6章 地区代表数

- SP部門においては、県大会に各地区より参加 第18条 できる団体数(以下、地区代表数)の合計を5 とする。
  - 各地区より参加できる団体数は評議員会で決定 する。
- M部門においては、第6条3項の定めにより地 第19条 区大会を実施しないため、地区代表数を設けな V)

- **第7章 そ の 他** 県大会実施にあたって評議員会が 必要と認め 第20条 た場合は、共催および後援、協賛団体を持つこ とができる。また、賞状・賞品の贈与を受ける ことができる。
- 第21条 県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組 織される。
- 第22条 その他開催上の細目については実行委員会が定
- 第23条 この規定は評議員会の議により改定することが できる。

#### 第6章 則 付

本規定は、平成14年5月11日より施行する。 本規定は、平成16年5月8日より施行する。 本規定は、平成19年4月12日より施行する。 本規定は、平成29年5月3日より施行する。 本規定は、令和3年5月1日より施行する。 本規定は、令和5年4月29日より施行する。 本規定は、令和6年4月28日より施行する。

※2012年度大会より「メイジャーバトンの放り投げ」と 「カラーガードのフラッグ放り投げ」が、危険防止の観 点から「禁止」です。

# 全日本小学生バンドフェスティバル岩手県大会 審 査 内 規

- 第1条 この審査内規は、小学生バンドフェスティバル 岩手県大会実施規定第14条に基づき、審査方 法と賞の決定、代表の決定方法について定める ものである。
- 第2条 審査員は、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で 評価する。
  - 2 審査員は審査説明会で示したA、B、Cの数を 厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その 年度の評議員会で定める。
  - 3 審査員はA評価のうち代表数+1の団体を代表 候補団体として選出し、その団体のA評価を と標示する。ただし、代表候補団体の数は2項 のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数 がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
  - 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合、 審査員の半数以上がA評価の場合は金賞、半数 以上がC評価の場合は銅賞、それ以外の場合は 銀賞とする。ただし、A評価とB評価、A評価 とC評価、B評価とC評価のそれぞれが半数と なった場合は銀賞とする。
- - 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多い 団体から選出する。
  - 4 1項、2項または3項において、代表選出が困 難な場合は審査員の投票により選出する。
  - 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、 1項から4項に基づいて選出する。
- 第5条 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3 名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条 この審査内規は、評議員会の議決により、改定 することができる

# 附則

この内規は、平成30年2月4日より実施する。 この内規は、令和3年5月1日より実施する。